

平成 30 年度

第 3 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 30 年 6 月 5 日（火） 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画（平成 30 年 6 月 29 日公告）の決定及び
農用地配分計画原案の承認について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可について

議案 5 非農地証明について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗		○	18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

なし

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	岸 泰弘	○		係長	石田 泰清		○
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	坂口 登	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	森末 博雄		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太		

(午後 1 時 30 分)

事務局長：ただ今より、平成 30 年度第 3 回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 7 番 木村委員からの欠席の届出をうけております。それでは、会議規則第 6 条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 22 名 です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。5 番堀江委員と 7 番三吉委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議長：それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。なお、受付番号 6 が現地調査の結果、取下げとなりましたので、受付番号 3 から 5 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号3から5について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第3条の規定による許可について」
受付番号3から5を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成30年5月期の申出分については、別紙「平成30年6月29日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

※資料の表面集計数値に誤りがあり訂正する。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。
「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号3から5について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号3

位 置 等：説明資料の2, 3ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額融資

他 法 令：設備認定済

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外済

受付番号4

位 置 等：説明資料の2, 4ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

資金計画：全額融資

他 法 令：設備認定済

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外済

受付番号5

位 置 等：説明資料の5ページに記載

転用事由：墓地

資金計画：全額自己資金

他 法 令：墓地経営許可は申請中

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外申請中

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長 太陽光設備の出力は、どれくらいですか。

事務局員 受付番号3が、パネル数196枚、49.5キロワット、受付番号4が、パネル数216枚、58.3キロワットの計画です。

議 長：太陽光発電設備については、面積に対するパネル数や出力、周辺への影響等を注意していきましょう。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

受付番号3から5について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議 長：それでは受付番号3から5について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員決定されました。

議 長：つづきまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号2から7について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号2

位 置 等：説明資料の6ページ、7ページに記載
転用事由：駐車場の拡張
資金計画：全額自己資金
他 法 令：なし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要

受付番号3

位 置 等：説明資料の6ページ、8ページに記載
転用事由：駐車場及び廃車置き場
資金計画：全額自己資金
他 法 令：なし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要

受付番号4

位 置 等：説明資料の6ページ、9ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他 法 令：設備認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号5

位 置 等：説明資料の10ページ、11ページに記載
転用事由：庄原市西城保育所整備事業用地
資金計画：一般会計予算 債務負担の写し
他 法 令：都市計画法、土壤汚染法等については手続き中
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要

受付番号6

位 置 等：説明資料の10ページ、12ページに記載
転用事由：太陽光発電設備 (200枚 49.5キロワット)

資金計画：全額融資
他法令：設備認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号7

位置等：説明資料の13ページ、14ページに記載
転用事由：駐車場
資金計画：全額自己資金
他法令：なし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

受付番号2から7について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第5条の規定による許可について」

受付番号2から7について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。

受付番号5から7について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号5

位置等：説明資料の15ページと16ページに記載
潰廃事由：昭和42年頃から進入路及び駐車場の一部として造成して現在に至る。
現地確認：進入路及び駐車場の一部であり農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号6

位置等：説明資料の15ページ、17ページに記載
潰廃事由：地形が悪く昭和60年頃から耕作放棄して現在に至る。
現地確認：原野であり農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号7

位置等：説明資料の13ページと18ページに記載
潰廃事由：空き家の隣地にある農地で昭和60年頃から耕作されず現在に至る。
現地確認：草木が生い茂り、農地として復旧することが困難と現地確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号5から7の3件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号5から7の3件について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長報告を行います。

5月17日 常設審議会に出席

6月5日 JA本所にて年金普及連絡会

農業新聞の普及について一人1件を目標にお願いいたします。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後2時10分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成30年6月5日

議 長

(道下和子)

5番委員

(堀江唯雄)

7番委員

(三吉和宏)
